

ご契約者の皆さまへ

この冊子は、団体扱または集団扱のご契約に
セットされる特約を記載したものです。
必ず、ご一読いただき、保険証券とともに
大切に保管してください。

団体扱・集団扱特約集

個人総合自動車保険 [タフ・クルマの保険]
家庭用総合自動車保険 [タフシンプル・クルマの保険]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL : 03-5424-0101 (大代表)

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

1. 保険証券の記載内容および適用される特約名

ご契約に適用される特約の掲載ページにつきましては、下表をご参照ください。
 保険証券に下表の「記載内容」とおり記載されている場合には、その特約が適用されます。

< 保険証券表面（ご住所・ご氏名の記載がある面）に記載があるもの >

保険料払込方法				
記載欄	記載内容	適用される特約名	ページ	
「払込方法」	「団体扱契約 一般A」	団体扱保険料分割払特約（一般A）	4	
	「長期分割月払団体扱契約 一般A」			
	「長期分割年払団体扱契約 一般A」			
	「団体扱契約 一般B」	団体扱保険料分割払特約（一般B）	6	
	「長期分割月払団体扱契約 一般B」			
	「長期分割年払団体扱契約 一般B」			
	「団体扱契約 特一般C」	団体扱保険料分割払特約（一般C）	8	
	「長期分割月払団体扱契約 特一般C」			
	「長期分割年払団体扱契約 特一般C」			
	「団体扱契約 官公署」	団体扱保険料分割払特約	10	
	「長期分割月払団体扱契約 官公署」			
	「長期分割年払団体扱契約 官公署」			
	「団体扱契約 □座振替」	団体扱保険料分割払特約（□座振替方式）	12	
	「長期分割月払団体扱契約 □座振替」			
	「長期分割年払団体扱契約 □座振替」			
	「団体扱契約 退職者用」	団体扱保険料分割払特約（退職者）	14	
	「長期分割月払団体扱契約 退職者用」			
	「長期分割年払団体扱契約 退職者用」			
	「長期分割月払団体扱契約 一般A」	「長期分割月払団体扱契約 一般A」	団体扱の長期契約に関する特約	17
		「長期分割年払団体扱契約 一般A」		
		「長期分割月払団体扱契約 一般B」		
		「長期分割年払団体扱契約 一般B」		
		「長期分割月払団体扱契約 特一般C」		
		「長期分割年払団体扱契約 特一般C」		
		「長期分割月払団体扱契約 官公署」		
		「長期分割年払団体扱契約 官公署」		
		「長期分割月払団体扱契約 □座振替」		
		「長期分割年払団体扱契約 □座振替」		
「長期分割月払団体扱契約 退職者用」				
「長期分割年払団体扱契約 退職者用」				
「集団扱契約」	「集団扱契約 集金代行」	集団扱保険料分割払特約	18	
	「長期分割月払集団扱契約」			
	「長期分割月払集団扱契約 集金代行」			
	「長期分割年払集団扱契約」			
	「長期分割年払集団扱契約 集金代行」			
	「長期分割月払集団扱契約」			
「長期分割月払集団扱契約 集金代行」	「長期分割月払集団扱契約 集金代行」	集団扱の長期契約に関する特約	20	
	「長期分割年払集団扱契約」			
	「長期分割年払集団扱契約 集金代行」			
	「長期分割年払集団扱契約 集金代行」			

その他の特約			
記載欄	記載内容	適用される特約名	ページ
「その他の特約等」	「団体扱インターネット加入特約」	団体扱のインターネット加入に関する特約	21

<保険証券に記載されないもの>

次の特約は保険証券に記載されませんが、ご契約条件により適用されます。
 お客さまのご契約条件をご確認いただき、適用される特約をご参照ください。

ご契約条件	適用される特約名	ページ
証券の「保険料払込方法」の「払込方法」欄に「団体扱契約 一般A」、「団体扱契約 一般B」、「団体扱契約 特一般C」、「団体扱契約 官公署」、「団体扱契約 口座振替」または「団体扱契約 退職者用」のいずれかの記載があり、かつ、ご契約条件の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集金者経由で払い込んでいただく場合	団体扱の追加保険料等に関する特約	22
証券の「保険料払込方法」の「払込方法」欄に「長期分割月払団体扱契約 一般A」、「長期分割年払団体扱契約 一般A」、「長期分割月払団体扱契約 一般B」、「長期分割年払団体扱契約 一般B」、「長期分割月払団体扱契約 特一般C」、「長期分割年払団体扱契約 特一般C」、「長期分割月払団体扱契約 官公署」、「長期分割年払団体扱契約 官公署」、「長期分割月払団体扱契約 口座振替」、「長期分割年払団体扱契約 口座振替」、「長期分割月払団体扱契約 退職者用」または「長期分割年払団体扱契約 退職者用」のいずれかの記載があり、かつ、ご契約条件の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集金者経由で払い込んでいただく場合	団体扱の追加保険料等に関する特約（長期契約）	24
証券の「保険料払込方法」の「払込方法」欄に「集団扱契約」または「集団扱契約 集金代行」のいずれかの記載があり、かつ、ご契約条件の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集団経由で払い込んでいただく場合	集団扱の追加保険料等に関する特約	27
証券の「保険料払込方法」の「払込方法」欄に「長期分割月払集団扱契約」、「長期分割月払集団扱契約 集金代行」、「長期分割年払集団扱契約」または「長期分割年払集団扱契約 集金代行」のいずれかの記載があり、かつ、ご契約条件の変更時に、弊社所定の連絡先に変更内容を直接ご連絡いただくことにより、追加保険料を集団経由で払い込んでいただく場合	集団扱の追加保険料等に関する特約（長期契約）	30

2. ご契約者・記名被保険者・車両所有者の条件について

団体扱保険料分割払特約または集団扱保険料分割払特約をセットしてご契約いただけるのは、ご契約者・記名被保険者・車両所有者が下表のいずれかの方に該当する場合に限ります。

	団体扱保険料分割払特約	集団扱保険料分割払特約
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方等	①集団の所属員（下記のいずれか） ・ 集団の構成員 ・ 集団に勤務する方（役員・従業員等） ・ 集団の構成員に勤務する方（役員・従業員等） ②集団自身
記名被保険者 または 車両所有者 ^(注)	①ご契約者本人 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	

(注) 所有権留保条項付売買契約によるお車の買主およびリース契約により借り入れたお車の借主はお車の所有者とみなしてお取扱いします。

ご注意

保険期間の途中で上記の条件を満たさなくなった場合、「残りの保険料を一括して払い込みいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

団体扱保険料分割払特約（一般A）

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている会社、公社、公団等の企業体(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
(2) 年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
(3) 分割保険料	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(4) 追加保険料	次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合] (1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当社が請求する追加保険料
(5) 集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約をいいます。
(6) 集金者	当社との間に「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による集金契約を締結した者をいいます。
(7) 集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支給日をいいます。
(8) 契約内容変更	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 【この特約の適用条件】

この特約は、次表の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①	ご契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
②	次のア。またはイ。のいずれかの集金契約が締結されていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">ア。団体(注 i)と当社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」による集金契約 イ。団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織(以下この条において「職域労働組合等」といいます。)(注 ii)と当社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による集金契約</div> <p>(注 i) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条(賃金の支払)第1項に定める「賃金の一部控除に関する書面による協定」またはその他の法令に基づき、ご契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる団体に限ります。 (注 ii) 上記ア。に定める団体によって控除された保険料を受領することができる職域労働組合等に限ります。</p>
③	ご契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">ア。集金者が団体である場合(本条②のア。) ご契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当社の指定する場所に払い込むこと。 イ。集金者が職域労働組合等である場合(本条②のイ。) 団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当社の指定する場所に払い込むこと。</div>

第2条 【保険料の分割払】

当社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 【分割保険料の払込み】

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条 [保険料領収前の事故]

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条[分割保険料の払込み]①に規定する第1回分割保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 [追加保険料の払込み]

- 保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ご契約者が本条(1)に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 [保険料領収証の発行]

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 [特約の失効]

- この特約は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合
② ご契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
③ ご契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
④ 上記①から③の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

- 本条(1)の①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 [特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

第7条[特約の失効](1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 [未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

当社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 [保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合]

- (1) 当社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

団体扱保険料分割払特約（一般B）

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている会社、公社、公団等の企業体(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
(2) 年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
(3) 分割保険料	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(4) 追加保険料	次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合] (1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当社が請求する追加保険料
(5) 集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約をいいます。
(6) 集金者	当社ととの間に「保険料集金に関する契約書(一般B)」による集金契約を締結した者をいいます。
(7) 集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支給日をいいます。
(8) 契約内容変更	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①	ご契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
②	次のア、またはイ、のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。 ア、団体 イ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
③	ご契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア、ご契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所(以下この特約において「勤務先事業所」といいます。)において、給与支払日にご契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。 イ、上記ア、により集金した保険料を当社の指定する場所に払い込むこと。

第2条 [保険料の分割払]

当社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 【分割保険料の払込み】

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区 分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むこと。 ただし、次のア、およびイ、の条件をいずれも満たす場合には、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。 ア、ご契約のお車について、ご契約者が勤務先事業所において当会社と団体扱特約(注)を付帯した保険契約を締結していたこと。 イ、上記ア、の保険契約の保険期間の末日(保険期間の途中で解除または解約された場合には、その解除日または解約日とします。)がこの特約に基づく保険契約の保険期間の初日であること。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

(注) 上表にいう団体扱特約とは、団体扱保険料分割払特約(一般A)、団体扱保険料分割払特約(一般B)、団体扱保険料分割払特約(一般C)、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料分割払特約(口座振替方式)または団体扱保険料分割払特約(退職者)のいずれかの特約をいいます。

第4条 【保険料領収前の事故】

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条【分割保険料の払込み】①に規定する第1回分割保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 【追加保険料の払込み】

- 保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ご契約者が本条(1)に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条【保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合】(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限り、支払います。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 【保険料領収証の発行】

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 【特約の失効】

- この特約は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日から将来に向かつてのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合
② ご契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
③ ご契約者またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
④ 上記①から③の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合

- (2) 本条(1)の①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 [特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

第7条[特約の失効](1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 [未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 [保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合]

- (1) 当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

団体扱保険料分割払特約（一般C）

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている会社、公社、団体の企業体(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
(2) 年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
(3) 分割保険料	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(4) 追加保険料	次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合] (1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当社が請求する追加保険料
(5) 集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約をいいます。
(6) 集金者	当社との間に「保険料集金に関する契約書(一般C)」による集金契約を締結した者をいいます。
(7) 契約内容変更	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を言います。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①	ご契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
②	次のア、またはイ、のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。 ア、団体 イ、団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
③	ご契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア、ご契約者が指定する預金口座（以下この特約において「指定口座」といいます。）から、預金口座振替の方法により、保険料を集金契約に定める期日（以下この特約において「所定期日」といいます。）から1か月以内の集金日に集金すること。 イ、上記ア、により集金した保険料を当会社の指定する場所に払い込むこと。

第2条 【保険料の分割払】

当会社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 【分割保険料の払込み】

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区 分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条 【保険料領収前の事故】

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条【分割保険料の払込み】①に規定する第1回分割保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 【追加保険料の払込み】

- 保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ご契約者が本条(1)に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条【保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合】(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 【保険料領収証の発行】

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集

金者に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 [特約の失効]

- (1) この特約は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については、集金者をご契約者に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当会社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① 集金契約が解除されたこと。	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の所定期日
② ご契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に指定口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ ご契約者が団体から給与の支払を受けなくなったこと。	
④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

- (2) 本条(1)の①または④の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 [特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

第7条[特約の失効](1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

ただし、ご契約者が、定年等の理由により団体を退職する場合において、団体扱保険料分割払特約(退職者)を付帯した保険契約を締結するためにこの保険契約を解約するときは除きます。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 [未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

当社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 [保険契約の解除—未払込分割保険料の払込みがない場合]

- (1) 当社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

団体扱保険料分割払特約

<用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている官公署や会社等(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
(2) 年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
(3) 分割保険料	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(4) 追加保険料	次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の場合](1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当社が請求する追加保険料

(5) 集金契約 「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
(6) 集金不能日 団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支給日をいいます。
(7) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
② ご契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条 [保険料の分割払]

当会社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [分割保険料の払込み]

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区 分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。

第4条 [保険料領収前の事故]

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条[分割保険料の払込み]①に規定する第1回分割保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 [追加保険料の払込み]

- 保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ご契約者が本条(1)に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	

④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。
---	---

第6条 [保険料領収証の発行]

当社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 [特約の失効]

- (1) この特約は、次表の①から③のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合
② ご契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
③ ご契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

- (2) 本条(1)の①の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 [特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

第7条[特約の失効](1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を団体を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 [未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

当社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 [保険契約の解除—未払込分割保険料の払込みがない場合]

- (1) 当社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

団体扱保険料分割払特約 (口座振替方式)

<用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体	ご契約者が勤務し、給与の支払を受けている官公署や会社等(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
(2) 年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
(3) 分割保険料	年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(4) 追加保険料	次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の場合] (1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当社が請求する追加保険料
(5) 集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替)」による保険料集金契約をいいます。
(6) 集金者	当社との間に「保険料集金に関する契約書(口座振替)」による集金契約を締結した者をいいます。

(7) 契約内容変更

保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。

- ① ご契約者による保険契約条件の変更
- ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

①	ご契約者が団体に勤務し、給与の支払を受けていること。
②	次のア. からウ. のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。 ア. 団体 イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合(職員団体を含みます。) ウ. 団体に勤務する者の福利厚生を目的の一つとして設立された共済組織
③	ご契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. ご契約者が指定する預金口座(以下この特約において「指定口座」といいます。)から、預金口座振替の方法により、保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内の集金日に集金すること。 イ. 上記ア. により集金した保険料を当社の指定する場所に払い込むこと。

第2条 [保険料の分割払]

当社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [分割保険料の払込み]

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条 [保険料領収前の事故]

保険期間が始まった後であっても、当社は、第3条[分割保険料の払込み]①に規定する第1回分割保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 [追加保険料の払込み]

- (1) 保険契約の内容に変更が発生し、当社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) ご契約者が本条(1)に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。

② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 【保険料領収証の発行】

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 【特約の失効】

- (1) この特約は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
ただし、②については、集金者をご契約者に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当会社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① 集金契約が解除されたこと。	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の所定期日
② ご契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に指定口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ ご契約者が退職により団体から給与の支払を受けなくなったこと。	
④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

- (2) 本条(1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 【特約失効後の未払込分割保険料の払込み】

第7条【特約の失効】(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

ただし、ご契約者が、定年等の理由により団体を退職する場合において、団体扱保険料分割払特約(退職者)を付帯した保険契約を締結するためにこの保険契約を解約するときを除きます。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 【未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い】

当会社は、第8条【特約失効後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 【保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】

- (1) 当会社は、第8条【特約失効後の未払込分割保険料の払込み】に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

団体扱保険料分割払特約（退職者）

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体扱特約 この保険契約に適用されている次の①から⑥のいずれかの特約をいいます。 ① 団体扱保険料分割払特約(一般A) ② 団体扱保険料分割払特約(一般B) ③ 団体扱保険料分割払特約(一般C) ④ 団体扱保険料分割払特約 ⑤ 団体扱保険料分割払特約(口座振替方式) ⑥ 他の保険会社における上記①から⑤と同種の特約
(2) 年額保険料 この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
(3) 分割保険料 年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(4) 追加保険料 次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合](1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当社が請求する追加保険料
(5) 集金契約 「保険料集金に関する契約書(退職者)」による保険料集金契約をいいます。
(6) 集金者 当社との間に「保険料集金に関する契約書(退職者)」による集金契約を締結した者をいいます。
(7) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① ご契約者が団体扱特約に規定する団体(以下この特約において「団体」といいます。)を定年等の理由により退職した者であること。
② 次のア、またはイ、のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。 ア. ご契約者が退職した団体 イ. 団体を退職した者の福利厚生制度をもつ労働組合(職員団体を含みます。)または共済組織
③ ご契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。 ア. ご契約者が指定する預金口座(以下この特約において「指定口座」といいます。)から、預金口座振替の方法により、保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内の集金日に集金すること。 イ. 上記ア. により集金した保険料を当社の指定する場所に払い込むこと。

第2条 [保険料の分割払]

当社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [分割保険料の払込み]

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区 分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条 [保険料領収前の事故]

保険期間が始まった後であっても、当社は、第3条[分割保険料の払込み]①に規定する第1回分割保険料領

収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 【追加保険料の払込み】

- (1) 保険契約の内容に変更が発生し、当社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) ご契約者が本条①に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当社は、追加保険料の全額を領取する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 【保険料領収証の発行】

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 【特約の失効】

- (1) この特約は、次表の①から③のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
ただし、②については、集金者をご契約者に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① 集金契約が解除されたこと。	左記の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の所定期日
② ご契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に指定口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

- (2) 本条(1)の①または③の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 【特約失効後の未払込分割保険料の払込み】

第7条〔特約の失効〕(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 [未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 [保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合]

- (1) 当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

第11条 [この特約の中途付帯に関する特則]

- (1) 団体扱特約を付帯した保険契約を締結しているご契約者が、定年等の理由により団体を退職し、団体扱特約が失効する場合で、第1条[この特約の適用条件]①から③に定める条件をいずれも満たしているときは、この特約を保険期間の途中で付帯することができます。
- (2) 本条(1)により、この特約を保険期間の途中で付帯した場合には、団体扱特約第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]の規定にかかわらず、未払込分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (3) 本条(1)または(2)に該当する場合において、団体扱特約第9条[未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]および団体扱特約第10条[保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合]の規定は適用しません。

団体扱の長期契約に関する特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体扱特約 この保険契約に適用されている次の①から⑥のいずれかの特約をいいます。 ① 団体扱保険料分割払特約(一般A) ② 団体扱保険料分割払特約(一般B) ③ 団体扱保険料分割払特約(一般C) ④ 団体扱保険料分割払特約 ⑤ 団体扱保険料分割払特約(口座振替方式) ⑥ 他の保険会社における上記①から⑤と同種の特約
(2) 分割保険料 この保険契約に定められた総保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(3) 集金契約 団体扱特約<用語のご説明一定義>に規定する集金契約をいいます。
(4) 集金者 当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① この保険契約に団体扱特約が適用されていること。
② ご契約者と当会社との間に、この保険契約の保険料をこの特約に定める方法により払い込むことについて合意があること。

第2条 [保険料の分割払]

当会社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [団体扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

- (1) 団体扱特約第7条[特約の失効](1)の規定により団体扱特約が効力を失った場合は、ご契約者は団体扱特約に定める集金不能日または集金不能日等(以下この特約において「集金不能日等」といいます。)から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
(注) その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。
- (2) 団体扱特約第7条(1)の規定により団体扱特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の各保険年度の保険

料の払込方法は、年払とします。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、団体扱特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料について、ご契約者は当会社の承認を得て、本条(2)以外の払込方法とすることができます。

第4条 [保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

- (1) 当会社は、第3条[団体扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領取するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、第3条(2)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料が払い込まれなかった場合には、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第3条(2)の保険料の払込みが口座振替の方法で行われる場合で、本条(2)の保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条 [保険契約の解除－団体扱特約失効による未払込分割保険料の払込みがない場合]

当会社は次表の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。この場合の解除は、同表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
① 第3条[団体扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合	集金不能日等
② 第3条(2)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払い込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日

集団扱保険料分割払特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 年額保険料 この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
(2) 分割保険料 年額保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。
(3) 追加保険料 次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合] (1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当社が請求する追加保険料
(4) 集金契約 「保険料集金に関する契約書(集団扱)」による保険料集金契約をいいます。
(5) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を含みます。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① ご契約者が、次のア。またはイ。のいずれかであること。

ア。当社との間に集金契約を締結した者(以下この特約において「集団」といいます。)に所属する者(注)
(注) 法人・個人の別を問いません。以下この特約において「構成員」といいます。
イ。集団

② ご契約者が、集団に次のことを委託し、集団がそれを承諾していること。

ア. ご契約者から、保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内の集金日に集金すること。

イ. 上記ア. により集金した保険料を当会社の指定する場所に払い込むこと。

第2条 [保険料の分割払]

当会社は、この特約により、ご契約者が、年額保険料を保険証券に記載された回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [分割保険料の払込み]

ご契約者は次表に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

区 分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集団を経て払い込むこと。
② 第2回以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集団を経て払い込むこと。

第4条 [保険料領収前の事故]

保険期間が始まった後であっても、当会社は、第3条[分割保険料の払込み]①に規定する第1回分割保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集団を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 [追加保険料の払込み]

- (1) 保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者は集団を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) ご契約者が本条(1)に規定する追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 [保険料領収証の発行]

当会社は、集団を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集団に対して発行し、ご契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 [特約の失効]

- (1) この特約は、次表の①から④のいずれかに該当する事実が発生した場合には、同表に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については集団がご契約者に代わって集金不能日等から1か月以内に保険料を当会社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① 集金契約が解除されたこと。	左記の事実が発生したことにより集団による保険料の集金が不能となった最初の所定期日
② ご契約者または集団の責めに帰すべき事由により、保険料が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	左記の事実が発生した日
③ ご契約者が集団の構成員でなくなったこと。	
④ 当会社が集団からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。	

(2) 本条(1)の①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。

第8条 [特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

第7条[特約の失効](1)の規定によりこの特約が効力を失った場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。(注) 年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

第9条 [未払込分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 [保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合]

- (1) 当会社は、第8条[特約失効後の未払込分割保険料の払込み]に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

集団扱の長期契約に関する特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 集金契約	集団扱保険料分割払特約<用語のご説明一定義>(4)に規定する集金契約をいいます。
(2) 集団	当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。
(3) 分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券に記載された回数で分割した保険料であり、保険証券に記載された金額をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①または②の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- | |
|---|
| ① この保険契約に集団扱保険料分割払特約(以下この特約において「集団扱特約」といいます。)が適用されていること。 |
| ② ご契約者と当会社との間に、この保険契約の保険料をこの特約に定める方法により払い込むことについて合意があること。 |

第2条 [保険料の分割払]

当会社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券に記載された回数およ

び金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [集団扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み]

- (1) 集団扱特約第7条[特約の失効](1)の規定により集団扱特約が効力を失った場合は、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
(注) その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。
- (2) 集団扱特約第7条(1)の規定により集団扱特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の各保険年度の保険料の払込方法は、年払とします。この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、集団扱特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料について、ご契約者は当会社の承認を得て、本条(2)以外の払込方法とすることができます。

第4条 [保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

- (1) 当社は、第3条[集団扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、第3条(2)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料が払い込まれなかった場合には、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第3条(2)の保険料の払込みが口座振替の方法で行われる場合で、本条(2)の保険料を払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社はご契約者に対して、その払込期日以後、既に到来した払込期日に払い込むべき保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条 [保険契約の解除－集団扱特約失効による未払込分割保険料の払込みがない場合]

当社は、次表の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。この場合の解除は、同表に定める時からそれぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

解除事由	解除の効力が発生する時
① 第3条[集団扱特約失効後の未払込分割保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合	集金不能日等
② 第3条(2)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日

団体扱のインターネット加入に関する特約

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次の①から⑥のいずれかの特約(以下この特約において「団体扱特約」といいます。)が付帯されている場合に適用されます。

- ① 団体扱保険料分割払特約(一般A)
- ② 団体扱保険料分割払特約(一般B)
- ③ 団体扱保険料分割払特約(一般C)
- ④ 団体扱保険料分割払特約
- ⑤ 団体扱保険料分割払特約(口座振替方式)
- ⑥ 団体扱保険料分割払特約(退職者)

第2条 [保険契約の申込み]

- (1) 当社に対して、保険契約の申込みをしようとする者は、インターネット(注)通信を媒体として、当社所定の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、当社に送信することにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
(注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
- (2) 当社が本条(1)により保険契約の申込みを受けたときは、当社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、インターネット上の保険契約申込画面と一連の画面によりご契約者に対して保険契約成立の表示および保険契約引受内容の表示をします。

第3条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項および団体扱特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を準用するときは、普通保険約款基本条項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのを「インターネット上の保険契約申込画面と一連の画面による保険契約引受内容表示の事項」に読み替えるものとします。

団体扱の追加保険料等に関する特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体扱特約 この保険契約に適用されている次の①から⑥のいずれかの特約をいいます。 ① 団体扱保険料分割払特約(一般A) ② 団体扱保険料分割払特約(一般B) ③ 団体扱保険料分割払特約(一般C) ④ 団体扱保険料分割払特約 ⑤ 団体扱保険料分割払特約(口座振替方式) ⑥ 他の保険会社における上記①から⑤と同種の特約
(2) 集金契約 団体扱特約<用語のご説明一定義>に規定する集金契約をいいます。
(3) 集金者 当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。
(4) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を言います。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。
(5) 追加保険料 次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合] (1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当会社が請求する追加保険料
(6) 分割保険料 団体扱特約<用語のご説明一定義>(3)に規定する分割保険料をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- | |
|--|
| ① この保険契約に団体扱特約が適用されていること。 |
| ② 集金者と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」(以下この特約において「覚書」といいます。)*が締結されていること。 |

第2条 [この特約における契約内容変更の通知の方法]

- ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。
- 本条(1)に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット(注)を経由した通信により契約内容変更の通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
(注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
- ご契約者または被保険者が、本条(1)に規定する契約内容変更の通知のうち、普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合](6)に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第3条 [追加保険料の払込み]

- ご契約者は、団体扱特約第5条[追加保険料の払込み](1)の規定にかかわらず、当会社が第2条[この特約における契約内容変更の通知の方法](1)に規定する契約内容変更の通知に基づき請求する追加保険料を、集

金契約および書面に定めるところに従い、次の①または②のいずれかの方法により、集金者を経て当会社へ払い込まなければなりません。

- ① 追加保険料の全額を、一時に払い込む方法
 - ② 追加保険料を、分割保険料のうち当会社へ払い込まれていない分割保険料の回数で分割して払い込む方法
- (2) 本条(1)の①の規定により追加保険料の全額が当会社へ払い込まれた場合は、当会社は、第2条(1)に規定する通知に基づく契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者は、本条(1)の②の規定により追加保険料を分割した場合には、分割した追加保険料の額を分割保険料の額に加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を分割保険料とみなして、団体扱特約を適用します。

第4条 [この特約の失効]

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②の工. から力. については、集金者がご契約者に代わって追加保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内に当会社に払い込んだ場合を除きます。

- ① 団体扱特約が失効した場合

発生した事実	集金不能日等
この保険契約に適用されている団体扱特約が、同特約第7条[特約の失効]の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日

- ② 上記①以外で、この保険契約に下表のア. から力. のいずれかに該当する団体扱特約が適用されている場合。ただし、下表のア. から力. のいずれかの事実が発生したことにより、この特約が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている団体扱特約は失効しません。

適用されている団体扱特約	発生した事実	集金不能日等
ア. 団体扱保険料分割払特約(一般A)	ご契約者がその受け取るべき給与から追加保険料を控除することを拒んだこと。	左記の事実が発生したことにより集金者による追加保険料の集金が不能となった最初の給与支払日
イ. 団体扱保険料分割払特約(一般B)	ご契約者またはその代理人が追加保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に払い込まなかったこと。	
ウ. 団体扱保険料分割払特約	ご契約者が追加保険料を給与から差し引くことを拒んだこと。	
エ. 団体扱保険料分割払特約(一般C)	ご契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、追加保険料が所定期日から1か月以内の集金日に、ご契約者が指定する預金口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより集金者による追加保険料の集金が不能となった最初の集金日
オ. 団体扱保険料分割払特約(口座振替方式)		
カ. 団体扱保険料分割払特約(退職者)		

第5条 [この特約失効後の未払込保険料の払込み]

- (1) 第4条[この特約の失効](1)の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。

(注) 年額保険料(この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。)と追加保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

- (2) 本条(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、未払込保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の場合](1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	<p>保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。</p> <p>(注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。</p>

② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。 ただし、集金不能日等の前日までに発生した事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 【この特約失効後の追加保険料の払込み】

- (1) 第4条【この特約の失効】②のA. からカ. のいずれかの事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、追加保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条【保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の場合】(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当会社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第7条 【この保険契約の解除—未払込保険料または追加保険料の払込みがない場合】

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 第5条【この特約失効後の未払込保険料の払込み】(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
② 第6条【この特約失効後の追加保険料の払込み】(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれない場合

- (2) 本条(1)の場合には、当会社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、解除の通知を行います。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

団体扱の追加保険料等に関する特約（長期契約）

<用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 団体扱特約 この保険契約に適用されている次の①から⑥のいずれかの特約をいいます。 ① 団体扱保険料分割払特約(一般A) ② 団体扱保険料分割払特約(一般B) ③ 団体扱保険料分割払特約(一般C) ④ 団体扱保険料分割払特約 ⑤ 団体扱保険料分割払特約(口座振替方式) ⑥ 他の保険会社における上記①から⑤と同種の特約
(2) 長期団体扱特約 この保険契約に適用されている「団体扱の長期契約に関する特約」をいいます。
(3) 集金契約 団体扱特約<用語のご説明-定義>に規定する集金契約をいいます。
(4) 集金者 当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。
(5) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
(6) 追加保険料 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合〕(1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料をいいます。
(7) 分割保険料 団体扱特約<用語のご説明-定義>(3)に規定する分割保険料をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- | |
|---|
| ① この保険契約に団体扱特約および長期団体扱特約が適用されていること。 |
| ② 集金者と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」(以下この特約において「覚書」といいます。)が締結されていること。 |

第2条 [この特約における契約内容変更の通知の方法]

- ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当会社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。
- 本条(1)に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット(注)を経由した通信により契約内容変更の通知を当会社が受領した場合は、当会社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
(注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
- ご契約者または被保険者が、本条(1)に規定する契約内容変更の通知のうち、普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合〕(6)に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第3条 [追加保険料の払込み]

- ご契約者は、団体扱特約第5条〔追加保険料の払込み〕(1)の規定にかかわらず、当会社が第2条〔この特約における契約内容変更の通知の方法〕(1)に規定する契約内容変更の通知に基づき請求する追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところに従い、次の①または②のいずれかの方法により、集金者を経て当会社へ払い込まなければなりません。
① 追加保険料の全額を、一時に払い込む方法
② 追加保険料を、当会社の定める回数で分割して払い込む方法
- 本条(1)の①の規定により追加保険料の全額が当会社へ払い込まれた場合は、当会社は、第2条(1)に規定する通知に基づく契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。
- ご契約者は、本条(1)の②の規定により追加保険料を分割した場合には、分割した追加保険料の額を分割保険料の額に加算して払い込むものとします。この場合、当会社は、変更後の分割保険料を分割保険料とみなして、団体扱特約および長期団体扱特約を適用します。

第4条 [この特約の失効]

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②の工. からカ. については、集金者をご契約者に代わって追加保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。) から1か月以内に当会社に払い込んだ場合を除きます。

① 団体扱特約が失効した場合

発生した事実	集金不能日等
この保険契約に適用されている団体扱特約が、同特約第7条〔特約の失効〕の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日

② 上記①以外で、この保険契約に次表のア. からカ. のいずれかに該当する団体扱特約が適用されている場合。ただし、次表のア. からカ. のいずれかの事実が発生したことにより、この特約が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている団体扱特約は失効しません。

適用されている団体扱特約	発生した事実	集金不能日等
ア. 団体扱保険料分割払特約（一般A）	ご契約者がその受け取るべき給与から追加保険料を控除することを拒んだこと。	左記の事実が発生したことにより集金者による追加保険料の集金が不能となった最初の給与支払日
イ. 団体扱保険料分割払特約（一般B）	ご契約者またはその代理人が追加保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に払い込まなかったこと。	
ウ. 団体扱保険料分割払特約	ご契約者が追加保険料を給与から差し引くことを拒んだこと。	
エ. 団体扱保険料分割払特約（一般C）	ご契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、追加保険料が所定期日から1か月以内の集金日に、ご契約者が指定する預金口座から預金口座振替の方法によって集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより集金者による追加保険料の集金が不能となった最初の集金日
オ. 団体扱保険料分割払特約（口座振替方式）		
カ. 団体扱保険料分割払特約（退職者）		

第5条 【この特約失効後の未払込保険料の払込み】

- (1) 第4条〔この特約の失効〕①の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。
- (注) その保険年度の年額保険料と追加保険料の合計額から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。
- (2) 本条(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、未払込保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。 ただし、集金不能日等の前日までに発生した事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 【この特約失効後の追加保険料の払込み】

- (1) 第4条〔この特約の失効〕②のア. からカ. のいずれかの事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、追加保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に

当会社へ払い込まなければなりません。

- (2) 本条(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第7条 【この保険契約の解除一未払込保険料または追加保険料の払込みがない場合】

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 第5条〔この特約失効後の未払込保険料の払込み〕(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
② 第6条〔この特約失効後の追加保険料の払込み〕(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれない場合

- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

集団扱の追加保険料等に関する特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 集団扱特約 この保険契約に適用されている「集団扱保険料分割払特約」をいいます。
(2) 集金契約 集団扱特約<用語のご説明一定義>(4)に規定する集金契約をいいます。
(3) 集団 当会社との間で集金契約を締結した者をいいます。
(4) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、次の①または②のいずれかに該当する場合を言います。 ① ご契約者による保険契約条件の変更 ② この保険契約において複数の自動車を一括して保険に付している場合に、新たな自動車を追加するとき。
(5) 追加保険料 次の①または②のいずれかの保険料をいいます。 ① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合〕(1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料 ② この保険契約に新たに自動車を追加する場合にその自動車に対して当会社が請求する追加保険料
(6) 分割保険料 集団扱特約<用語のご説明一定義>(2)に規定する分割保険料をいいます。

第1条 【この特約の適用条件】

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- | |
|--|
| ① この保険契約に集団扱特約が適用されていること。 |
| ② 集団と当社との間に「追加保険料集金に関する覚書」(以下この特約において「覚書」といいます。)が結ばれていること。 |

第2条 【この特約における契約内容変更の通知の方法】

- ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。
- 本条(1)に規定する通信のうち、当社のホームページへのインターネット(注)を経由した通信により契約内容変更の通知を当社が受領した場合は、当社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
(注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
- ご契約者または被保険者が、本条(1)に規定する契約内容変更の通知のうち、普通保険約款基本条項第17条【保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合】(6)に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第3条 【追加保険料の払込み】

- ご契約者は、集団扱特約第5条【追加保険料の払込み】(1)の規定にかかわらず、当社が第2条【この特約における契約内容変更の通知の方法】(1)に規定する契約内容変更の通知に基づき請求する追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところに従い、次の①または②のいずれかの方法により、集団を経て当社へ払い込まなければなりません。
 - 追加保険料の全額を、一時に払い込む方法
 - 追加保険料を、分割保険料のうち当社へ払い込まれていない分割保険料の回数で分割して払い込む方法
- 本条(1)の①の規定により追加保険料の全額が当社へ払い込まれた場合は、当社は、第2条(1)に規定する通知に基づく契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。
- ご契約者は、本条(1)の②の規定により追加保険料を分割した場合には、分割した追加保険料の額を分割保険料の額に加算して払い込むものとします。この場合、当社は、変更後の分割保険料を分割保険料とみなして、集団扱特約を適用します。

第4条 【この特約の失効】

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については集団がご契約者に代わって追加保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内に当社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① この保険契約に適用されている集団扱特約が、同特約第7条【特約の失効】の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日
② ご契約者または集団の責めに帰すべき事由により、追加保険料が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより集団による追加保険料の集金が不能となった最初の集金日

(注) 上表②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている集団扱特約は失効しません。

第5条 【この特約失効後の未払込保険料の払込み】

- 第4条【この特約の失効】①の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当社へ払い込まなければなりません。
(注) 年額保険料(この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。)と追加保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。
- 本条(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、未払込保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。 ただし、集金不能日等の前日までに発生した事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 〔この特約失効後の追加保険料の払込み〕

- (1) 第4条〔この特約の失効〕②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、追加保険料の全額を集団を経ることなく、一時に当社へ払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ この保険契約に新たに自動車を追加する場合において、その自動車に対して当社が請求した追加保険料の場合	
④ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第7条 〔この保険契約の解除—未払込保険料または追加保険料の払込みがない場合〕

- (1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 第5条〔この特約失効後の未払込保険料の払込み〕(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合

② 第6条[この特約失効後の追加保険料の払込み](1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれない場合

(2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

集団扱の追加保険料等に関する特約（長期契約）

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 集団扱特約	この保険契約に適用されている「集団扱保険料分割払特約」をいいます。
(2) 長期集団扱特約	この保険契約に適用されている「集団扱の長期契約に関する特約」をいいます。
(3) 集金契約	集団扱特約<用語のご説明一定義>(4)に規定する集金契約をいいます。
(4) 集団	当社と之間で上記(3)に規定する集金契約を締結した者をいいます。
(5) 契約内容変更	保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
(6) 追加保険料	普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合](1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料をいいます。
(7) 分割保険料	集団扱特約<用語のご説明一定義>(2)に規定する分割保険料をいいます。

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、次表の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- | |
|---|
| ① この保険契約に集団扱特約および長期集団扱特約が適用されていること。 |
| ② 集団と当社と之間に「追加保険料集金に関する覚書」(以下この特約において「覚書」といいます。)が締結されていること。 |

第2条 [この特約における契約内容変更の通知の方法]

- (1) ご契約者または被保険者は、契約内容変更の通知を、書面またはファクシミリ等の通信により、当社の所定の連絡先に対して直接行わなければなりません。
- (2) 本条(1)に規定する通信のうち、当会社のホームページへのインターネット(注)を経由した通信により契約内容変更の通知を当社が受領した場合は、当社は、ご契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により保険契約引受内容の表示をします。
(注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。
- (3) ご契約者または被保険者が、本条(1)に規定する契約内容変更の通知のうち、普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求一告知・通知事項等の場合](6)に規定する通知を行った場合には、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

第3条 [追加保険料の払込み]

- (1) ご契約者は、集団扱特約第5条[追加保険料の払込み](1)の規定にかかわらず、当社が第2条[この特約における契約内容変更の通知の方法](1)に規定する契約内容変更の通知に基づき請求する追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところに従い、次の①または②のいずれかの方法により、集団を経て当社へ払い込まなければなりません。
- ① 追加保険料の全額を、一時に払い込む方法
- ② 追加保険料を、当社の定める回数で分割して払い込む方法
- (2) 本条(1)の①の規定により追加保険料の全額が当社へ払い込まれた場合は、当社は、第2条(1)に規定する通知に基づく契約内容変更の効力発生時に追加保険料の全額を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者は、本条(1)の②の規定により追加保険料を分割した場合には、分割した追加保険料の額を分割保険料の額に加算して払い込むものとします。この場合、当社は、変更後の分割保険料を分割保険料とみなして、集団扱特約および長期集団扱特約を適用します。

第4条 【この特約の失効】

この特約は、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれの規定に定める集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。

ただし、②については集団がご契約者に代わって追加保険料を集金契約に定める期日(以下この特約において「所定期日」といいます。)から1か月以内に当会社に払い込んだ場合を除きます。

発生した事実	集金不能日等
① この保険契約に適用されている集団扱特約が、同特約第7条〔特約の失効〕の規定により、失効したこと。	左記の事実が発生した日
② ご契約者または集団の責めに帰すべき事由により、追加保険料が所定期日から1か月以内の集金日に集金されなかったこと。	左記の事実が発生したことにより集団による追加保険料の集金が不能となった最初の集金日

(注) 上表②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合であっても、この保険契約に適用されている集団扱特約は失効しません。

第5条 【この特約失効後の未払込保険料の払込み】

- (1) 第4条【この特約の失効】(1)の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料(注)の全額を集団を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。

(注) その保険年度の年額保険料と追加保険料の合計額から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下この特約において同様とします。

- (2) 本条(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、未払込保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限り、保険金を支払いません。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。 ただし、集金不能日等の前日までに発生した事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 【この特約失効後の追加保険料の払込み】

- (1) 第4条【この特約の失効】②の事実が発生したことにより、この特約が失効した場合には、ご契約者は集金不能日等から1か月以内に、追加保険料の全額を集団を経ることなく、一時に当会社へ払い込まなければなりません。

- (2) 本条(1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料の全額を領収する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。 ただし、危険増加が生じた場合における、その危

	<p>険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。</p>
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第7条 [この保険契約の解除－未払込保険料または追加保険料の払込みがない場合]

- (1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 第5条[この特約失効後の未払込保険料の払込み](1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
② 第6条[この特約失効後の追加保険料の払込み](1)に定める期間内に追加保険料の全額が払い込まれない場合

- (2) 本条(1)に規定する解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

